

教育に関する大綱の策定方針（案）

1 教育、学術、文化の振興の各領域を網羅した基本的な目標・方向性を示す新たな大綱を策定

- (1) 大綱に定める具体的な内容は、各地方公共団体が判断するとされている。
本県の大綱は、法律に規定する教育、学術、文化（学校体育以外のスポーツ振興を含む。）の各領域を網羅したものとする。
- (2) 本県では、「第2期群馬県教育振興基本計画」、「群馬県文化振興指針」、「ぐんまスポーツプラン2011」、「群馬県科学技術振興指針」等で、各領域の基本方針や具体的な施策等を定めている。
国の通知では、これらの既存計画の骨子部分を大綱に代えることもできるとされているが、法改正の主旨を踏まえて、新たに大綱を策定する。
- (3) 大綱は、各領域における県の既存の最上位計画とともに、各分野の基本的な目標・方向性を示すものとする。

2 次期総合計画と整合性を確保

- (1) 並行して検討し、総合計画の柱立てを踏まえた内容で構成する。
- (2) 総合計画の「群馬の未来創生懇談会（仮称）」を活用し、外部有識者等からの意見を反映する。

3 策定スケジュール

	<教育に関する大綱>	【参考】 <総合戦略・次期総合計画>
H27. 6月(今回)	第1回総合教育会議<策定方針(案)>	たたき台作成（～7月）
6～10月	庁内関係課による 作業部会 で検討 (必要に応じて懇談会等を通じて意見聴取)	懇談会開催 (本会・地域別とも2回程度)
11月	第2回総合教育会議<大綱素案> (必要に応じて外部有識者から意見聴取)	懇談会開催 (本会1回)
12月	パブリックコメント	パブリックコメント・市町村意見照会
H28. 1月	第3回総合教育会議<大綱案>	懇談会開催 (本会・地域別とも各1回)
3月	県議会の議決を経て、知事が策定	